

さわかみファンド 月例レポート

長期投資だより

投資先企業の紹介や社員コラム、
各種イベント情報など、多彩な
コンテンツを掲載いたします。
(毎月15日発行)

月次レポート

投資責任者からの運用報告や
基準価額の推移などを掲載
いたします。(毎月月末発行)

さわかみファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合/資産配分変更型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

運用にあたっては、経済の大きなうねりをとらえて先取り投資することを基本とし、その時点で最も割安と考えられる投資対象に資産を集中配分します。その投資対象資産の中で、将来価値から考えて市場価値が割安と考えられる銘柄に選別投資し、割安が解消するまで持続保有する「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本とします。

短期的な成績向上を狙うような無理な投資はしませんが、必要と考えるリスクは敢然と取ります。

また、長期的な運用成果を向上させるために、株主総会での議決権行使なども積極的に行っていきます。

2.主要投資対象

投資対象には特に制限を設けておりません。

3.主な投資制限

- ・株式への投資には制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ・投資信託証券への投資には制限を設けません。

4.ベンチマーク

設定しておりません。

5.信託設定日

1999年8月24日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、この信託契約を解約することが投資者(受益者)のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

8.決算日

毎年8月23日
(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に年1.10%(税抜年1.00%)の率を乗じて得た額とし、信託報酬に係る委託会社、受託会社および販売会社との間の配分は次の通りとなります。

- 【委託会社】0.605% (税抜年0.55%)
- 【販売会社】0.385% (税抜年0.35%)
- 【受託会社】0.110% (税抜年0.10%)

10.信託報酬以外のコスト

当ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、一部解約金の支払資金の手当を目的とした借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

(注)これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

申込日の翌営業日における基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

申込日の翌営業日における基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎決算時(毎年8月23日(休業日の場合は翌営業日)の年1回)に、収益分配方針に基づいて分配を行います。(基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配を行わないこともあります。)なお、分配金は自動的に再投資されます。

17.購入・換金申込受付の中止及び取消し

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご購入・ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「さわかみファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益はすべて受益者に帰属します。

さわかみファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合/資産配分変更型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

確定拠出年金制度上運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、受益者の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて受益者に帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

基準価額×保有口数
 ※基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は、10,000で除してください。

22. 委託会社

さわかみ投信株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)

23. 受託会社

野村信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理等を行います。)

24. 基準価額の主な変動要因等

当ファンドは、主に国内外の株式や債券など値動きのある有価証券等に投資します。そのため、組入れた有価証券等の価格、外国為替相場等の変動により、当ファンドの基準価額は影響を受けます。

これらにより生じた利益および損失は、全て当ファンドの受益者に帰属することとなります。また、元本および利息の保証はなく、預金保険の対象ではありません。したがって、受益者の投資された元本は、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。その損失に耐えうる以上に当ファンドに対して投資することはご遠慮ください。投資信託は預貯金とは異なります。

・価格変動リスク

投資対象資産の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。当ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を目指し積極的な運用を行うため、投資対象資産の価格変動があった場合、重大な損失が生じることがあります。

・流動性リスク

市場規模や取引量が少ないために、組入れ資産を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被ることがあります。

・ビジネスリスク

組入れ資産の発行体の経営等に重大な危機が生じた場合やそれらに関する外部評価の変化等があった場合、当該資産の価格が下落し、重大な損失が生じることがあります。

・為替変動リスクおよびカントリー・リスク

外貨建資産を組入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。また、当該国・地域の政治・経済および社会情勢等の変化により市場に大きな混乱が生じた場合、重大な損失が生じることがあります。

・ファンド資産の流出によるリスク

多額の換金が一時的にあった場合、資金を手当てするために組入れ資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際に当該売却の注文が市場価格に影響を与えること等により基準価額が大きく下落することがあります。また、当ファンドの運用は「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本としていますので、急激かつ大量の資産売却により運用効率が著しく阻害されることがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「さわかみファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益はすべて受益者に帰属します。